

調 達 品 目 表

調達要求番号	3-05-1006-384A-LF-2019	作成部課	補給本部需品部需品管理課
調達要求年月日	令和 5年 4月27日	作成年月日	令和 5年 4月27日
仕様書番号	C & L P S - M 0 0 0 0 2 - 1 4		
物品番号			

品名	カタログ製品名 ^{a)}			数量
散瞳眼底カメラセット	構成(基準)	(株) トプコン	数量	1 S E
	眼底カメラ	TRC-50DX Pro Type IA	1 E A	
	眼科診療支援システム	IMAGEnet R4, IMAGEnet 用 SLIM PC, 液晶モニターLCD-DF221EDW-A	1 E A	
	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)			

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。また、数量については、**箇条 2a)**を基準とする。

1.4 引用文書等

b) 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について(通知)(装管調第807号 令和3年1月21日)

2 製品に関する要求

同等とする性能等は、次による。

a) 構成(基準)

- 1) 眼底カメラ × 1 E A
- 2) 眼科診療支援システム × 1 E A

b) 性能要求

- 1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、医療機器として承認、認証又は届出された製品である(箇条2a)2)を除く。)
- 2) 眼底カメラは、次の要件を満たしている。
 - 2.1) 電源環境は、AC 100 V, 50/60 Hzで使用可能である。
 - 2.2) 外形寸法は、幅350 mm以下×奥行610 mm以下×高さ720 mm以下である。
 - 2.3) 形式は、散瞳型である。
 - 2.4) 顎台の高さ調整が可能である。

調達品目表(続き)

- 2.5) 撮影モードは、F A F及びI C Gを有する。
- 2.6) 撮影は、眼底を直視した状態で可能である。
- 2.7) ピント調整が、容易に可能である。
- 2.8) 撮影角度は、50度、35度及び20度を選択可能であり、かつ上下俯仰角度が上方15度、下方10度以上ある。
- 2.9) 撮影可能瞳径は、撮影角度50度でφ5.5 mm以上である。
- 2.10) 操作は、タッチパネル及びジョイスティックで可能である。
- 3) 眼科診療支援システムは、次のとおりとする。
 - 3.1) 電源環境は、単相 AC 100 V, 50/60 Hz で使用可能である。
 - 3.2) ディスプレイは、13インチ以上である。
 - 3.3) 次の補助記憶装置を有する。
 - 3.3.1) ハードディスク (2 TB 以上) × 1 E A
 - 3.3.2) C D-R O Mの読込及び書込が可能なドライブ × 1 E A
- 4) 本製品は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。)が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコードプログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他、官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

2.2 製品の表示

製品の表示は、1種銘板とする。

5.1 提出書類

類別原資料の提出は、必要とする。

5.2 附属品(標準附属品である場合を除く。)

本体1SE毎に次に示す製品を附属させる。

- 1) 電動光学台¹⁾ × 1 E A
- 2) U S Bケーブル × 1 E A
- 3) L A Nケーブル × 1 E A
- 4) デジタルカラープリンター²⁾ × 1 E A

注¹⁾ 眼底カメラ本体重量以上の荷重に耐えられる仕様である。

注²⁾ 眼底カメラ本体で撮影した画像の印刷が可能である。

5.3 設置・調整

契約の相手方は、事前に納入先部隊と調整し、本装置を官側の指定する場所に搬入し、要求する機能及び性能を満足するように設置及び動作確認を実施し、使用可能な状態で引き渡す。

なお、基地への立ち入り等については、納入先部隊の規則等に従う。

5.3.2 官側における支援

契約の相手方は、納入場所における搬入及び据付の実施に当たり、官側の支援を必要とする場合は、事前に官側と調整の上、次の事項について、官側の支援を無償で受けことが可能である。

調達品目表(続き)

- a) 現地部隊における搬入器材の保管
- b) 現地における電力及び水の使用
- c) その他, 官側が必要と認める事項